

アルゼンチンによる輸入制限措置に 関するWTO上級委員会裁定を受けて

2015年11月

経済産業省通商機構部
国際経済紛争対策室

1. アルゼンチン政府による輸入制限措置

- アルゼンチンは、**(1)輸出入均衡要求**、**(2)事前輸入宣誓供述制度**、**(3)非自動輸入ライセンス制度**の輸入制限的措置を実施し、輸入を制限。
- これらの措置は、国内製造業の育成(農産物に頼る経済構造からの脱皮)、経常黒字・外貨準備高の維持(債務危機の再発防止)、を目的としていると見られている。

(1)輸出入均衡要求

- 企業がアルゼンチンに輸入を行う条件として、輸入と同額のアルゼンチン産品の輸出を政府が求める措置。明文規定がなく事実上の指導を通じて行われる。
- 要求に応じない場合には、下記の(2)事前輸入宣誓供述制度における承認や(3)非自動輸入ライセンスの発給がなされない場合がある。

(2)事前輸入宣誓供述制度

- 輸入品目、数量、金額等を、事前にアルゼンチン連邦歳入庁等に宣誓供述の方式で申告し、承認を得ることを義務づける制度。承認要件が示されておらず、恣意的に運用。
- 承認遅延により日本企業に影響が出ている他、アルゼンチン国内での食品・日用品(洗剤、乳製品、冷凍食品、パスタ等)の不足が発生。

(3)非自動輸入ライセンス制度

- 輸入に際し、輸入事業者、輸出事業者、輸入物品の価格、数量等の情報を添えた申請を義務付ける制度。ライセンス発給要件が不明確であり、恣意的に運用。
- ライセンス発給に100日以上要するケースもあり、発給遅延により輸入が制限される。
- ただし、パネル設置直前(2013年1月)にアルゼンチンは本制度を撤廃。

2. 本件の経緯

経緯

- 2008年秋の世界金融危機後、アルゼンチンは、400品目(HSベース)を対象に非自動輸入ライセンス制度を導入。2011年2月、対象品目を600品目に拡大。
※輸入ライセンス発給に100日以上を要するケースが多くあり、日本企業の同国への輸出が遅延。(自動車、自動車部品、バイク、携帯電話、PC、タイヤ等の輸出に影響)
 - その後、輸出入均衡要求、事前輸入宣誓供述制度(2012年2月発効)を導入し、輸入を制限。
 - 2012年5月～8月、EU、日本及び米国はアルゼンチンに対してWTO紛争解決了解に基づく二国間協議要請を実施。
 - 2012年12月、日本は米国・EUと共にWTOパネル設置を要請。
 - 2013年1月25日、アルゼンチンは非自動輸入ライセンス制度を廃止。その他の措置は継続。
 - 2013年1月28日、WTOパネル設置。同年9月及び12月にパネル会合が開催。
 - 2014年8月22日、パネル最終報告書が公表。
 - 2014年9月26日、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴(WTO上級委員会への申立て)。同年11月に上級委員会会合で両国による口頭弁論が開催。
 - 2015年1月15日、アルゼンチンの輸入規制措置に関する上級委員会報告書が公表。
 - 2015年2月23日、アルゼンチンがWTOのDSB会合において履行の意思を表明。
 - 2015年7月2日、アルゼンチンの輸入規制措置の履行期限につき、輸出入均衡要求等については2015年10月26日まで、事前輸入宣誓供述制度については2015年12月31日とする
ことを当事者間で合意。
- 【今後の予定】
- 2015年10月26日、輸出入均衡要求等の履行期限
 - 2015年12月10日、アルゼンチン新政権移行(新大統領就任予定日)
 - 2015年12月31日、事前輸入宣誓供述制度の履行期限

3. パネル審理・上級委員会審理の概要

WTOパネルの判断内容

- アルゼンチンの事前輸入宣誓供述制度は、承認が非自動的であり輸入品に対し市場アクセスを制限すること、予測不可能性、通常の輸入活動と無関係である重大な負担を課すこと等から、輸入を制限する措置であり、GATT第11条第1項に整合しない。
- アルゼンチンの輸出入均衡要求は、輸入に対し条件を付し、要件を明文化せず予測可能性を担保しないこと等によって輸入を制限する一般的かつ将来にわたり適用される措置であると認められ、GATT第11条第1項に整合しない。アルゼンチンに対し、WTO協定に従って措置を是正するように勧告。

上級委員会報告書の主な認定内容

- パネル報告書の認定・WTO協定解釈に対するアルゼンチンの上訴を却下し、日本、米国、EUの主張を全面的に認めたパネル報告書を支持。
- アルゼンチンの事前輸入宣誓供述制度は、輸入を制限する措置であり、GATT第11条第1項に整合しない。
- アルゼンチンの輸出入均衡要求は、輸入を制限する組織的かつ将来にわたり適用される措置であると認められ、GATT第11条第1項に整合しない。
- アルゼンチンは、WTO協定に整合しないと認定された措置をWTO協定に整合的なものに是正するよう勧告。

参考条文

GATT第11条(数量制限の一般的廃止)第1項(抜粋)

締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。

4. アルゼンチン政府の反応

アルゼンチン政府の反応(内閣府プレスリリース、報道より)

1. 上級委員会報告書の公表時(2015年1月16日付プレスリリースおよび現地報道より)

- ・大統領府における恒例の朝の記者会見において、カピタニッチ官房長官は、「WTO判決により、アルゼンチンの貿易管理政策が修正されることはない。事前輸入宣誓供述制度(DJAI)については、企業の計画や見通しに基づく輸入の事前分析であり、国内での商品の供給が正常に行われるようにするためのツールであり、また、情報を事前に提出するという税関リスクマネジメントのツールでもある。また、情報を事前に提出することは、世界簿税関機構(WCO)でも貿易を守り、円滑化するためのルールの枠組みの中に位置付けられている。それは、輸入品の国内流入における安全管理において税関の任務遂行を強化するに資する基本的要素である」と述べた。
- ・現地新聞社によると、コスタ商業長官は、報告書が「貿易管理制度や貿易の流れに対し、今すぐに実質的な影響を与えるということはない」と述べ、民間調査機関DNIのマルセロ・エリソンド代表は、現政権は勧告履行に着手しないだろうと見ている、との報道あり。

2. 履行期間合意について(2015年7月13日、14日付現地報道より)

- ・民間調査機関DNIのマルセロ・エリソンド代表は「2016年以降、アルゼンチン政府はアンチダンピング、セーフガード、非自動輸入許可等WTOが認めている貿易管理手法を導入するだろう。また、品質に関するルールや輸入にかかる技術的要件や基準などの非関税障壁も導入できるだろう」と述べたとの報道。
- ・また、コスタ経済・財政副大臣(商業担当)は、「アルゼンチン政府はWTOの勧告に基づいた修正を行うこととしたが、一方で、WTOの勧告はDJAI自体を禁じているわけではない」と述べたとの報道。

5. 期待される履行措置、注視すべきアルゼンチンの動向

期待される履行措置

1. 輸出入均衡要求について

・撤廃。明文規定のない措置であることから、アルゼンチンが、当該措置が存在していたこと・措置の内容及び撤廃する旨を公表することが望まれる。

2. 事前輸入宣誓供述制度(DJAI)について

・撤廃、もしくは商品の輸入を制限しない自動的な輸入ライセンスシステムへの是正。

注視すべきアルゼンチンの動向

1. 輸出入均衡要求

- ・従前の輸出入均衡要求等が継続して行われていないか。
- ・輸出入均衡要求等の結果、政府と締結した契約について、継続して履行を求められているか。
- ・輸入に対して、従前の条件づけ(同額の輸出要求、アルゼンチンへの投資要求、アルゼンチン産の製品、部品や原材料の購入義務等)が撤廃されたとしても、新たに他の同様な条件づけが行われていないか。

2. 事前輸入宣誓供述制度

- ・事前輸入宣誓供述制度は撤廃されたか。新たに同様の輸入ライセンス制度が導入されていないか。
- ・事前輸入宣誓供述制度(またはそれに代わる輸入ライセンス制度)は、輸出入均衡要求等と紐付けて運用されていないか。すなわち、アルゼンチンへの投資要求、アルゼンチン産の製品、部品や原材料の購入義務等の条件を満たさなければ輸入できないという輸入制限的な運用がなされていないか。
- ・事前輸入宣誓供述制度(またはそれに代わる輸入ライセンス制度)において、輸入の事前申告・申請は、適切な期間内に処理・承認されているか。

→ 上記のような点について、アルゼンチンの動向について懸念される情報があれば経済産業省までご連絡いただければ幸いです。

6. ご相談・ご連絡窓口

○連絡先

E-mail: multi-trade@meti.go.jp

FAX: 03-3501-1450

TEL:03-3501-1511(内線3056)

住所:〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室 宛

○担当者

田辺参事官補佐、清水参事官補佐、小野調査員

○URL

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/soudan.html

(参考1)南米市場に拡散する保護主義的措置

自動車の輸入規制

外資企業の国有化

メキシコ VS アルゼンチン・ブラジル

- ブラジル、アルゼンチンは、自動車分野での貿易格差解消を目的に、メキシコに対して輸出抑制を要求。
 - 2012年、両国はメキシコからの無税での自動車輸入量を制限する内容の改定自動車協定を締結。
- メキシコを拠点に南米市場へ進出を図る自動車メーカーへの影響大

エクアドル

- 2008年、企業の鉱業権益(4500件弱)を経済補償なく一方的に取消。
- 2010年、従来の権利契約の全てを政府が主体となる契約へ移行するよう外資系石油会社に強制。

ベネズエラ

- 2008年、セメント会社、鉄鋼会社を国有化。
- 2009年、製鉄関連会社を国有化。石油関係事情の接収を可能にする法律制定。

ブラジル

- 2011年、ブラジルはアルゼンチンへの対抗措置として自動車を対象とした輸入許可制度を導入。

ボリビア

- 2012年、スペイン系送電会社TEDを国有化。

アルゼンチン

- 2012年、スペイン企業出資の石油会社YPFの株式を50%以上取得、経営権を握る。

アルゼンチン

- 2008年、自動車を含む広範な製品について全世界を対象に輸入許可制度を導入。

外資企業の国有化は外国投資の排斥(投資の保護主義)となり、将来的に日本企業の投資についても影響する可能性。

(参考2) アルゼンチン共和国の概要



アルゼンチン共和国概要

基礎情報

- 人口: 4, 150万人(2013年)
- 面積: 279万m²(日本の約7. 5倍)
- 首都: ブエノスアイレス
- 言語: スペイン語
- 名目GDP: 6, 100億ドル(2013年)
- 1人当たり名目GDP: 14, 708ドル(2013年)

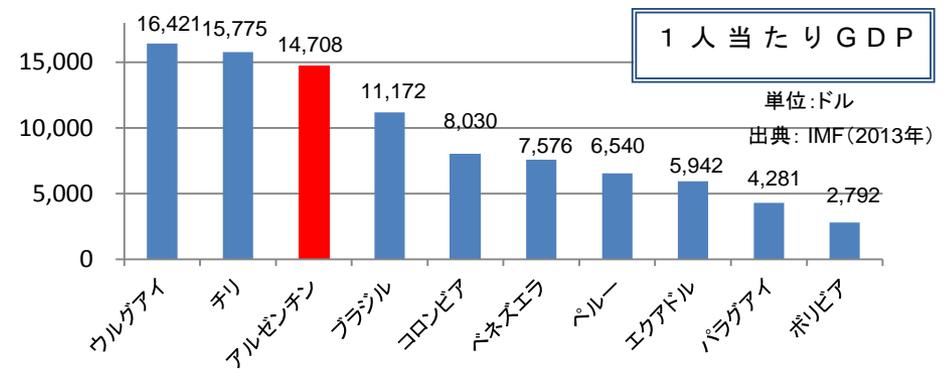
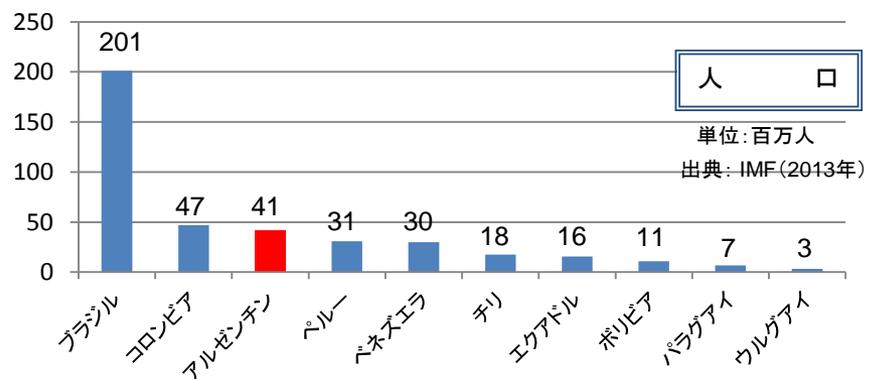


- 大統領(任期4年、1回の再選が可能)
クリスティーナ・フェルナンデス・キルチネル
2007年に夫である前大統領の後を継いで当選。
2011年10月に再選を果たした為、更なる連続再選不可。
- 2015年10月 大統領選挙予定
- 議会: 二院制(上院(6年)、下院(4年))
- 政党: 与党 / 正義党
野党 / 急進党、連邦ペロン党、他



市場としての特長

■4, 000万人の人口を有し、1人当たりGDP1万ドルを超える、ブラジルに次ぐ南米の大市場。



- 肥沃な土壌、世界有数の風力資源となる南部パタゴニア地域、リチウム資源を産出する塩湖等、恵まれた国土。
- リチウムに加え、銅、金、銀などの鉱物の他、シェールガスの技術的回収可能量は世界第2位であり、エネルギー鉱物資源国としても注目。
- 米国、ブラジルに次ぐ穀物の輸出大国(「世界の食料庫」)。
- 2001年に債務危機を経験するも、その後は食料、資源価格の高騰を受けて輸出額が伸張。高い経済成長を通じて中間層が拡大。



アルゼンチン共和国概要

経済概況

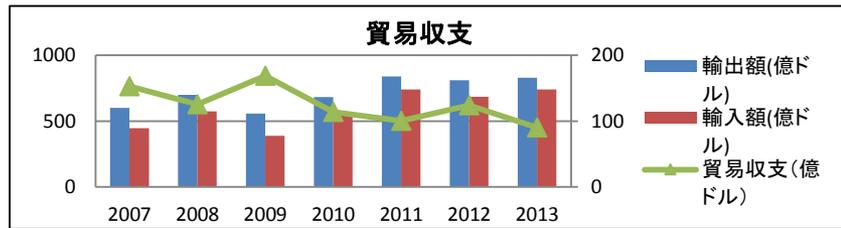
■2013年の実質GDP成長率は2.9%となり、0.9%と低迷した2012年から回復したものの、2014年に入り経済が低調。最大の貿易相手国であるブラジル向けの輸出減、国内でも個人消費や自動車販売台数が減少しており、厳しい状況が続く。IMFによるGDP成長率見通しは、2014年がマイナス1.7%、2015年がマイナス1.5%。



(出典:JETRO)

■高インフレ化が顕著であり、政府発表の公式インフレ率は年間10%前後で高止まり。しかし本数値は政府により不当に低く操作されているとの指摘があり、民間会社が調査したところ、2013年の実質インフレ率は28%ともされる。持続的なインフレにより労働コストは大幅に上昇しており、民間企業従業員の平均給与は2012年から2013年にかけて約25%上昇、企業の経営を圧迫している。

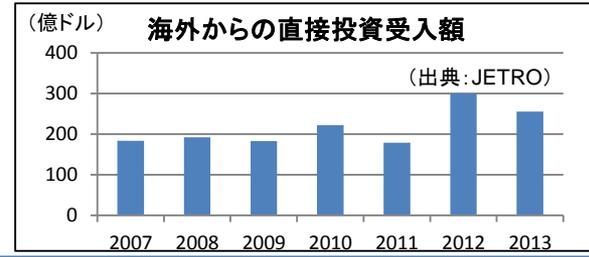
■2013年の通関ベース輸出入額は、輸入の伸びが輸出の伸びを上回り、黒字幅は前年比27.3%減の90億2,300万ドルに減少。事前輸入宣誓供述制度による輸入規制は継続しており、赤字化は回避している状況。



(出典:JETRO)

【参考】
 主要輸入相手国①ブラジル、②EU、③中国
 主要輸出相手国①ブラジル、②EU、③ラテンアメリカ(ブラジル、チリ除く)

■2013年の海外からの直接投資額は、2012年と比較して多くの業種で減少したが、石油・天然ガス分野は43.8億ドルと前年比1.1%の微減に留まり、業種別首位を維持。シェールガスなどの非在来型炭化水素資源開発に関する大型案件が相次いだ。



(出典:JETRO)

■2014年7月、米国最高裁判所はホールドアウト債権者(※)への支払い(約13.3億ドル)を命じる判決をアルゼンチン政府に下した。本判決の影響により、アルゼンチン政府はテクニカルデフォルトに陥ったと報じられており、国債金融市場からの資金調達が更に困難になっている。

※ホールドアウト債権者:2001年の債務危機後、アルゼンチン政府は元本の75%削減を骨子とした債務交換を実施、約92%の債権者が交換に応じた。債務交換に応じず、元本の支払いを求めて米国でアルゼンチン政府を提訴した債権者をホールドアウト債権者と呼ぶ。



アルゼンチン共和国概要

日本との関係

■ 1898年に外交関係が樹立して以降、伝統的に友好協力関係を維持。一般的に日本ブランドの製品に対する認知度は、ブラジルよりも高い。

■ 日系企業は約55社(銀行、自動車、商社、電気機器、食品・水産等)が進出。自動車分野では、トヨタ自動車とホンダがアルゼンチン国内で自動車生産を行っている。アルゼンチン自動車製造協会(ADEFA)によれば、2013年の生産台数はトヨタ自動車の前年比1.0%増の9万4,468台、ホンダが42.0%増の1万1,519台を記録。2013年はトヨタ自動車による自動車生産拡大、ホンダ、ヤマハ発動機によるバイク生産拡大に関する投資が発表されている。

【日系メーカーの直接投資案件】

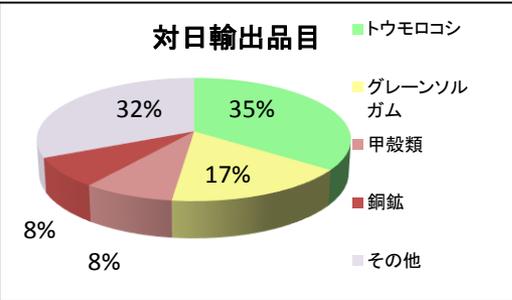
(出典:JETRO)

企業名	発表時期	投資額	概要
ホンダ	2013年2月	1,340万ドル	大型バイク及び新型バイク3車種の生産
ヤマハ発動機	2013年8月	1億2,000万ペソ	バイクやバギーカーを生産する新工場建設
トヨタ自動車	2013年9月	8億ドル	ブエノスアイレス州サラテ市にある自動車工場の生産応力向上

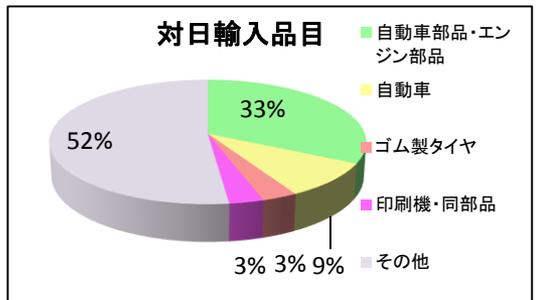
■ 2013年の対日貿易は、輸出が前年比17.5%増の13億7,700万ドル、輸入は0.9%増の15億2,200万ドル。前年同様、アルゼンチン側の貿易赤字だったが、赤字幅は56.8%減の1億4,500万ドルと大きく減少。輸出は農水産品や鉱産物等の一次産品が中心。トウモロコシやグレーンソルガムといった飼料用作物が大きく増加した一方、アルミニウム塊、銅鉱等は減少した。輸入は自動車関連製品が上位を占め、自動車部品、エンジン部品、乗用車等、軒並み増加している。



(出典:JETRO)



(出典:JETRO)



(出典:JETRO)